

愛知地方最低賃金審議会
第2回愛知県最低賃金専門部会議事録

令和2年7月31日（金曜日）
午前11時～午後0時10分
名古屋合同庁舎第2号館 2階北大会議室

出席（公益代表委員） 服部部会長、中山（徳）部会長代理、小野木委員
(労働者代表委員) 木戸委員、重田委員、中塚委員
(使用者代表委員) 梶原委員、瀧谷委員、太箸委員
(事務局) 岡田労働基準部長、浅井賃金課長、高橋主任賃金指導官、
村瀬課長補佐、吉田賃金調査員

発言者・発言内容

村瀬課長補佐

愛知地方最低賃金審議会第2回愛知県最低賃金専門部会を開催します。本日の委員の出席状況ですが、公益委員の中山委員から、今こちらに向かっていて少し遅れるという連絡を受けていますので、そのまま進めさせていただきます。

本日の資料としましては会議次第とセットになったもの1部と、今日事前に労側委員からいただいた1枚ものをお配りしています。

それでは以後の議事進行について服部部会長よろしくお願いします。

(中山委員入室)

服部部会長

それでは、以後の議事進行を進めます。本日の議事録の署名委員ですが、労働者側は中塚委員、使用者側は梶原委員にお願いします。

議題(1)、令和2年度愛知県最低賃金の改正についてです。審議に入る前に本日の資料について事務局より御説明ください。

高橋主任賃金指導官

本日次第の後ろには、資料1-1及び資料1-2をつけさせていただいている。令和2年度における最低賃金に関する実態調査の結果の総括表です。

この資料は一昨日の本審におきまして、暫定値のものを配布させていただき、表の見方などを御説明させていただきましたが、今回の資料は集計データをすべて入力しており、確定値となりましたので、本日の資料につけさせていただいております。

対象地域は愛知県全域で、令和2年6月1日において事業所に雇用される労働者の、6月における給与の時間当たりの所定内賃金額です。

調査票の回答にあたっては、支給実績ではなく、6月において労働者の方が欠勤・遅刻・早退等をすることなく働いた（皆勤）場合に支払われるべき基本給、諸手当を記入していただき算出したものです。

事務局からの資料説明は以上です。

服部部会長

ただ今の説明について、何か御質問等ありますか、

(質問等なし)

服部部会長

前回は、労使双方とも基本的な意見表明をいただいておりますが、本日は、改定金額を含め、改めて労使各側の考え方伺います。労働者側はいかがですか。併せて提出された資料の説明も含めてよろしくお願ひいたします。

中塚委員

主張に関しては、前回のとおりです。やはり、この愛知の経済再生に向けて、内需の拡大が必要不可欠だと考えています。さらに、先回も発言させていただきましたけれども、現在の926円という水準ベースで年間2,000時間働いても年収200万円以下です。最低の生活可能な賃金水準を担保すること、そして、働きに見合った水準に引き上げていくこと。この点でも最低賃金の引き上げを重要視しているところです。

また、今春闘で提出された労働団体並びに意見書等、さらには、11,000を超える署名も提出されていましたので、最低賃金を引き上げて欲しいと求める声も多く上がっているのも私たちとしては受け止めているところでございます。

また、資料として提出させていただいたものは、連合愛知としてまとめている、6月末の春闘の集計結果です。

本資料については、関係者外秘ということで取り扱いに御注意いただきたいのですが、説明しますと、各構成組織の中には、マスコミ等に対して組織外には非公開にして欲しいという組織もございますので、その数字も全部含めた連合愛知としてまとめた全集計の結果として見ていただければと思います。

加重平均で、全体では2.1%という数字です。この2.1%は連合の全国の集計1.9%に対して、愛知はそれを上回る結果です。愛知が全国を含めて春闘でも引っ張っているという数字でございます。

また、私たちとしては、この春闘の結果を、労使関係がない組織、企業に活用していくということが、愛知県内における格差の是正にもつながっていくので、これらの数字を重く見て、私たちは臨みたいと考えているところです。

次に、前回も触れさせていただきましたけれども、中央の目安でも出された地域間格差の縮小について、地賃のAランクの中でもまだ東京圏との差は大きく開いていますので、これらも解消をしたうえで、魅力ある、国内外を含めて広く人を呼び込む、儲かる業界組織につなげていくためにも最低賃金の引き上げ、これは重要なことだと思っています。

また、ここからは労側というより個人的なところもありますが、消費税、この間8%から10%に引き上がっていますので、この観点も含めれば、やはり据え置き0円ではなく、賃金の引上げ、この点も重要視しなければいけない観点と思っているところです。労側からは以上です。

服部部会長

ありがとうございます。使用者側はいかがですか。

梶原委員

前回申し上げたとおりで、目安の金額は出ておりませんけれども、現在は引上げる状況にはないという公益側見解は確認できているところでございます。

そういう中でも、愛知県の状況はどうかというのを見ましても、様々な経済指標がかなり前年を下回っているということ。それから、その指標も大幅な改善が見られないという状況ですので、今は雇用を何とかして守るというのが、我々企業側としてのスタンスということになりますので、今年度につきましては、最低賃金の引上げは非常に難しいということで、前年度の据え置きということを改めて主張したいと思っています。以上です。

服部部会長

労使双方から意見を伺いましたが、改正額の一致には程遠い状況です。ここで一旦休会とし、個別の打ち合わせを提案したいと思いますがいかがでしょうか。

(了承)

それでは、個別打ち合わせをしていったん休会といたします。

公益委員のほうは、労側委員のほうから伺いたいと思いますが、すぐに訪問してもよろしいでしょうか。

はい、それでは、事務局のほうで部屋を説明ください。

村瀬課長補佐

労側委員は4階小会議室です。使用者側は2階打合せ室になります。では、御案内します。

(個別打合せにより休会)

服部部会長

それでは、全体会議を再開します。まず、改めて労働者側から御意見をお願いします。

中塚委員

では、労側として今回の目安の中で示す金額を出させていただきたいと思います。本日お配りさせていただいた資料、春闘の結果からですが、全体での集計結果として2.1%です。

これから私たちとしましては、過去に中小労組の中で非常に粘り強い交渉結果の中、多くの回答を引き出している部分でもあり、それらの数字1.79%の17円で、労側としては、目安として出させていただきたいと考えています。以上です。

服部部会長

続いて、使用者側の御意見をお願いします。

梶原委員

先ほど申し上げたとおりでございます。繰り返しになってしまいますが、結論は引上げる余地がないというところで、景況調査、それから雇用の情勢、それからもう一つの指標を見ても、非常に厳しい状況が続いている。

先ほど申し上げませんでしたけれども、我々経営者協会のほうで、会員企業さん、コロナの影響ということで調査をしています。まだ途中の段階ですけれども、4, 5, 6, とりあえず3カ月間で休業した企業、従業員を休業させた企業がどれぐらいありますかということで、間もなく、来週か再来週には発表しますけれども、4割を超えた企業が休業せざるを得なかつたという状況ですので、当然雇用調整助成金をいただいている状況です。

そういう状況の中で、かたや雇用調整助成金をもらいつつ、社員の方を休業させているという状況と、その一方で賃金を引上げることについては、これはちょっと矛盾した考えになるのではないかというのが我々の考えです。そういう面からも、今回は引上げは非常に難しい。

それから、労働局の出されている雇用調整の状況という数値も、5月からかなり数値が増えております。実質的にはリストラをしなくてはいけない企業さんの数、それから、その対象となってしまう社員の方の数もかなり増えてきておりますので、今後もこの状況が続く傾向が見込まれる中で、最低賃金引上げというのは非常に困難であると思っています。今年度につきましては、引上げは難しいのではないかというような考えです。以上です。

服部部会長

ただ今、最低賃金の改正に向けて、労使双方から意見を伺いましたが、金額を取り纏めるためには、もう少し時間が必要と思われますので、継続審議とします。

次回も、労使双方の協力のもと、円滑な審議がされるようによろしくお願ひします。

それでは、議題（2）その他について委員の皆様、何かありますか。

（意見なし）

服部部会長

事務局から説明、連絡事項はありますか。

高橋主任賃金指導官

次回、第3回専門部会は、8月3日月曜日午後3時から、3階共用中会議室の予定です。

服部部会長

他に何か御質問等ありますか。無いようでしたらこれで本日の審議を終了します。

(署名欄)
部会長

（服部部会長）

労働者側代表委員

（中塚委員）

使用者側代表委員

（梶原委員）